

ドイツから我が国向けに輸出される家きん等の輸入停止措置について

今般、消費・安全局長からドイツで弱毒タイプの鳥インフルエンザ（H5N2亜型）が確認された旨が、OIEへ通報されたことを確認したことから、同国から日本向けに輸出される家きん及び家きん肉等について輸入停止措置とする旨の通知がありました。



22 消安第6833号
平成22年11月16日

動物検疫所長 殿

消費・安全局長

ドイツから我が国向けに輸出される家きん等の輸入停止措置について

本日、同国で実施中のサーベイランスにおいて、弱毒タイプの鳥インフルエンザ（H5N2亜型）が確認された旨が、OIEへ通報されたことを確認した。本疾病の我が国への侵入防止に万全を期すため、ドイツから日本向けに輸出される家きん、家きん肉等の取扱いについては、下記のとおりとするので、動物検疫に当たっては的確に対応されたい。

記

1 輸入停止措置の対象品目

- (1) 家きん（鶏、うずら、七面鳥、だちょう、きじ、ほろほろ鳥及びかも目の鳥類に限る。）
- (2) 家きんの卵（試験研究用に供される種卵を除く。）

2 輸入検査時における消毒措置の対象品目

羽毛

3 なお、家きん肉等については、現在、輸入条件の協議を行っているところであり、既に輸入停止措置を講じているところである。